

## 福島県ソフトテニス連盟ジュニア指導員規程

### (任務)

第1条 ジュニア指導員は、ソフトテニスの普及の先達として、自覚と誇りをもってその普及・発展に努めなければならない。

### (資格)

第2条 ジュニア指導員は、県内共通の資格を持ち、福島県ソフトテニス連盟（以下本連盟という）指定の講習会を受講し、検定に合格した者がジュニア指導員となることができる。  
※ジュニアとは満15歳までのソフトテニス競技者。

### (認定及び登録)

第3条 本連盟指定の講習会を受講し、所定の検定基準に合格した者に対し、本連盟公認「ジュニア指導員」の資格を与える。

### (資格の条件)

第4条 ジュニア指導員は、公認2級審判員以上の有資格者とする。資格がない場合は、1年以内に取得するものとする。

### (義務)

第5条 ジュニア指導員は、次に掲げる義務を負うものとする。

(1) 指導員資格の継続・技術の向上に努め、任務遂行のため講習会・研修会に参加するものとする。

(2) 指導の依頼に対しては、積極的に応じなければならない。

### (期間及び資格の更新)

第6条 ジュニア指導員の有効期間は4年間とする。有効期間内は本連盟が定める講習会または研修会に毎年1回以上参加するものとし、これが資格更新の基準となる。

### (資格の喪失)

第7条 ジュニア指導員に本連盟の名誉を傷つけたり、指導員としての不適切な行為があった場合は常任理事会の決定により指導員の資格を喪失するものとする。

### (登録料及び資格更新)

第8条 登録料は3,000円とし、資格更新は2,000円とする。

### (謝金)

第9条 ジュニア指導員の指導を受ける場合は、原則として1時間1,000円程度の謝金を支払うものとする。ただし指導員本人が所属する学校・クラブを指導する場合を除く。

### (附則)

第10条 この規程は平成12年4月1日より適用し、平成12年12月より施行する。

平成18年3月4日 一部改正 4月1日より適用する。

平成26年3月8日 全文改定 4月1日より適用する。